

平成25年(ワ)第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社, 国

第13準備書面

(居住用不動産について再取得価格が賠償されるべきこと)

2013(平成26)年2月7日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

第1 本準備書面の内容

- 1 原告は、訴状において居住用不動産（土地，建物）の賠償について，再取得価格による賠償を求め，その具体的な算定基準としてはフラット 35（全国平均額）による賠償を求めた（訴状 139 頁）。
- 2 これに対して，被告東電は，当該不動産の客観的価値喪失分ないし毀損分を賠償の対象とすべきと主張している（答弁書 49 頁）。
- 3 本準備書面では，神戸大学大学院法学研究科窪田充見教授作成の平成 24 年 9 月 27 日付け意見書（以下，「窪田意見書」という。甲二共 14）に基づき，本件事故の損害賠償について「再取得価格」を基準とすることが相応しく，これが民法理論とも矛盾しない法律構成であることを論じる。

第2 不法行為法の目的

- 1 不法行為に基づく損害賠償は，「被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し，加害者にこれを賠償させることにより，被害者が被った不利益を補てんして，不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする」（最判平成 5 年 3 月 24 日大法廷民集 47 卷 4 号 3039 頁）。不法行為法の目的・機能は，原状回復にある。また，執筆当時の判例の到達点を条文の形に書き表した日本不法行為法リステイメントにおいては，「第 709 条の 5（損害賠償の目途）損害賠償は，被害者を被害発生前と同等の財産状態及び生活環境に復せることを目途とする」（加藤一郎「損害賠償の方法」ジュリスト 886 号 86 頁（1987 年）と規定され，生活環境の回復が損害賠償の目的に含まれることが記述されている。

損害賠償の機能は，発生した損害について原状回復を実現するところにあるのであり，差額説による損害理解，損害額算定は，そうした本来の損害賠償の機能を実現するものにすぎない（窪田意見書 8 頁）。

2 物品が損失毀損した場合の損害賠償額

(1) 3つのモデル（窪田意見書2頁）

- ① 対象物の交換価値・市場価値に即した計算方法
- ② 対象物の利用価値に即した計算方法
- ③ 原状回復に必要とされる費用に即した計算方法

この③のモデルが，原告らが主張する「再取得価格」の算定方法である。

(2) 事件類型毎に損害の金銭的評価の方法があり得ること

逸失利益の算定では，上記②の利用利益型の算定が採用されている。他方，物損の場合には，上記①の交換価値型の算定がなされているが，この区別について明確な理論づけはなされていない（窪田充見「損害賠償法の今日的課題」司法研修所論集 120号 19頁（2010年））。

上記①②③のモデルは，原状回復の手段に過ぎず，現在の判例実務が維持する差額説と矛盾しない（窪田意見書3頁）。

モデルの適用範囲の確定は，「被害発生前と同等の財産状態及び生活環境」（リステイトメント第709条の5）の回復に有効に機能するかの実践的な意義のある作業である（前掲「損害賠償法の今日的課題」49頁参照）。

(3) 物損で交換価値・市場価値型（①）のモデルが採られてきた理由

物損の場合，利用価値型（②），原状回復型（③）の算定はなされず，一般的に交換価値・市場価値型（①）の計算が原則とされてきた（窪田意見書4頁）。

第1に，物損では交通事故の車両損害が主に想定されてきた。この場合，利用価値の算定（②）は理論上可能であるが（自動車を使っていればバスに乗らなくて済んだとして計算する方法など）実践的ではない（前掲「損害賠償の今日的課題」12頁）。また，「同程度の車両の再取得」の費用は，「中古車市場価格に求めるのが合理的」とされ（東京地判昭和63年4月22日），原状回復費用（③）＝交換価値・市場価値（①）となり，あえて③モデルを採用する必要もない。

第2に，自動車は数年での買換が通常であり，いずれかの時点で当該自動車

の交換価値・市場価値(①)を前提とした経済活動を行うことが一般的である。

予想したより早い時点での買い換えが求められた結果になっても自己決定侵害は深刻なものにはならない。

第3に、自動車については広範な中古車市場が存在し、このことが交換価値型・市場価値型(①)の算定方法を基礎付けている。いずれの市場で調達した自動車であっても(福島県で利用する自動車を兵庫県の中古車業者で購入しても代替性において異なる)。

自動車については、このような特徴から(特殊性ゆえに)、交換価値・市場価値型(①)のモデルが採用されてきた。

3 居住用不動産の場合

(1) 自動車との相違点(窪田意見書6頁)

第1に、再調達の必要性が高い。居住用不動産の場合、自動車とは異なり、何らかの形で必要であり、放棄という選択肢はない。

第2に、再調達の困難さが指摘される。自動車の場合とは異なり、「同程度の中古の家屋」を調達することは、非常に困難である。居住用不動産は、生活の拠点であり、自動車の買換は客体の変動を意味するに過ぎないのに比較し、居住用不動産の場合は主体たる所有者の転居も必然的に必要となる点で、代替性がない。

第3に、「終の棲家」として購入されることがほとんどであり、自動車のような数年単位での買換は想定しておらず、当初予定されていなかった時点での買い換えの強制は自己決定権の侵害の度合いは著しい。

以上の3点の相違点から、①の交換価値(市場価値)による計算を正当化する前提条件に欠けている(窪田意見書・7頁)。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会(以下、「紛争審査会」という。)の議論

ア 中間指針第二次追補(平成24年3月16日付)

「第2, 4 財物価値の喪失又は減少等」の備考3)で「『本件事故発生の直

前の価値』は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることにする等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価する」と、再取得価格の賠償を容認するに至っている。

イ 中間指針第4次追補（平成25年12月26日）

さらに、「住宅確保に係る損害」の名称で、原告らが主張していた再取得価格の賠償が一部採用されるに至った。

しかし、この第4次追補で、対象地域を制限している点はもちろん、「取得のために実際に発生した費用と本件事故時に居住して住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の【75%】を超えない額」に一律の制限を課している点は不適切である。

第1に、本件原発事故（不法行為）による損害は、不法行為と同時に発生したものであり、取得時に損害が発生したのではない（不法行為時から遅延損害金も生じる）。

第2に、居住用不動産所有者が居住し続ける場合とは異なり、本件原発事故被害者は避難を余儀なくされている事情がある。継続居住する場合に「旧建物について経過した年数の耐用年数に対する割合に相当する額を新築費用から控除する」のが相当であっても（東京地裁昭和43年3月21日判例タイムズ219号176頁）、本件原発事故で避難を余儀なくされた被害者の場合には、再取得費用をそのまま算定することが、「被害発生前と同等の財産状態及び生活環境に復せる」目的にかなうからである。仮に、事故前の価格より高額となっても被害者に利得が生じるものではなく、原状回復の理念の趣旨にむしろ合致する（窪田意見書10頁）。

不法行為法の目的と手段を見誤ってはならない。

(3) 本件事故における再調達価格の具体的算定方法

代替性・再調達が容易な中古車の場合とは異なり、原状回復のために必要な費用としての再調達費用（再取得価格）を基準にすべきとして、その具体的算定方法はいかにすべきか。

本件原発事故の広汎性，被害回復の困難性・不確実性から，全国への避難を強制された被害者がその地での迅速に生活再建を可能ならしめるため，全国における平均的費用（フラット 35）を最低基準とし，これを上回る実際の費用があれば追加で賠償されるべきである（訴状・139 頁～140 頁）。

以上